

第2部 Aグループ

テーマ あなたの目の前の人、^{まも}らられていますか

～ 知りたい！使いたい！地域福祉権利擁護事業と成年後見制度 ～

参加者 24名

司会 心身障害者福祉センター 上野 伸子

記録：癸生川 傳恵

話題提供 1 東京都社会福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課推進係長 山川 幸宏 氏

<内容>

- 地域福祉権利擁護事業・・・自分で選び契約することが困難な方へ、福祉サービスの利用援助を行う事業として平成 11 年に創設された国の事業。東京都社会福祉協議会を実施主体として各区市町村の社会福祉協議会(以下「社協」という。)において実施されている。福祉サービスの利用援助を基本に、日常的金銭管理サービスと書類預かりサービスをあわせて利用できる。創設より 10 年経ち、ようやく島しょ地域を除く区市町村において事業の開始が揃ったところで、契約者は高齢者の占める割合が多い。
- 福祉サービス総合支援事業・・・平成 14 年から東京都が単独事業としてはじめたもの。3つの事業(利用者サポート・福祉サービスの利用援助・苦情相談機関等の設置)を必須とし、各区市町村の社協を実施主体に補助事業として行っている。(46 自治体が事業開始)
- 成年後見活用あんしん生活創造事業・・・申立経費や報酬の問題、制度自体の理解が広まらないなどの背景から平成 17 年度より東京都が単独事業としてはじめたもの。各区市町村を実施主体とし、区市町村長申し立てを有効に活用して、後見制度の活用が広まることをねらいとしている。事業内容には①後見人へのサポート②地域ネットワークの活用③運営委員会(専門職の方からの助言を受ける場)等の設置など。法人後見、申立経費、後見報酬などについて都から補助がでる。
- 成年後見制度・・・認知症、知的、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守るために援助者を選ぶ制度。本人がどうしたいのか、その気持ちをくみとるよう本人の意思を尊重し、その方の状況に配慮しながら代わって行うことが重要。よって、問題解決のために制度を利用すべき、と思う支援者側の視点、都合で考えてしまわないよう、配慮が大切である。
- 成年後見制度は現在 45 自治体が推進機関を設置しているが、まだできたばかりのところが多く、課題も多いたちどころがほとんどである。実際に相談に行ってもなかなか上手くいかないケースがあるかと思うが、近年になって取り組みを始めたところもあり、まだノウハウを知る経験が浅いということでもある。地域の社協へ相談してもらうことは、そこですぐに解決できずとも、そこから支援のつながりや工夫などノウハウが培われていく過程となる。社協とみんなが協力し合い、地域住民のための権利擁護につなげてもらいたい。

話題提供 2 大田区社会福祉協議会 成年後見センター長 荒砥 康二 氏

<内容>

自分の身は自分で守る。どのようにしたらそのような気持ちがうまれるようにサポートしていかれるか。

○成年後見推進機関としての活動

- ・情報提供を通じて本人の自助努力をサポート・・・ ①リーフレット、小冊子の発行 ②講演会の開催 ③自主的な勉強会への講師派遣 ④権利擁護をテーマとした法律セミナーの開催、⑤その他、他機関(弁護士、司法書士、消費生活センター、公証人)との連携。
- ・社協が行っているサービス・・・ ①自ら行う老いじたくの支援(任意後見利用の案内、遺言公正証書作成の支援、

地域福祉権利擁護事業の利用。)②親族間の相互扶助を支援(法定後見利用のための支援、申立書などの書類の支援、専門講座の開催)③社会的なセーフティーネットの一翼を担う(社会貢献型後見人の養成、法人として後見業務を受任)

○社協側からみる制度利用が進まない背景とは

- ・契約能力の問題と、他人に管理されたくないというプライドとの兼ね合いなどがあるのでは。自己責任を大事にするためにも、本人や家族から一歩を踏み出していくなど、当事者、家族、親族の意識の転換が望まれる。また相談機関側も、少しでも相談窓口が利用しやすいものとなるよう、工夫していくことも大切なことであろう。
- ・知的障害者の成年後見制度利用の促進というテーマで、東社協と共同で実施したモデル事業の相談会では弁護士、司法書士、社会福祉士を相談員とし、6日間で24ケースの相談を受けた。また支援の一つとして各当人達の抱える問題が自己責任で解決していかれるよう、自分に関する情報を1カ所に蓄積し、まとめておける「ライフプランノート」を作成。これを相談する際提示してもらえると、口頭で上手く説明できないことでも、ノートをみて相談員からの質問に答えていく形にできる。少ない相談時間でも伝わるが増え、アドバイスも受けやすいというメリットがある。このノートの共有化が図れれば、他機関との連携に繋がるものと思う。

○従事者が持つべき視点…福祉の知識にプラスαを。自己決定の尊重だけでなく、その結果生まれる自己責任を大事に考える。従事者側は相談者へアドバイスする際一歩先を見据えたアドバイス(自己決定で行動した場合の自己責任の果たし方をも含めた内容)が求められている。また、多重債務の問題が絡んでいる相談を例とすると、専門窓口への案内だけでは効果はない。専門窓口の情報、その関係機関の活動やどのように問題解決をしているのか等が予めわかっていると本人の気持ちを和らげてあげられるアドバイスに役立つのではないか。お互い(他機関)の仕事のやり方に理解を持って支援を続けていけば、本人の心に寄り添った活動ができていくのではないかと思う。

フロアとの質疑応答

○生活介護事業所の相談員の方より

- ・事例の紹介：愛の手帳所持の方。母親が亡くなり、今まで受けていた福祉支援が受けられなくなった。一般就労を長くされている方で、通帳は今まで職場の上司が好意で預かってくれていたが、成年後見制度を利用するため上司に補助人をお願いしたところ引き受けてくれた。このように報酬が無くても、本人の身近にいてずっと支援してくれる方が増えるとよいが、現実難しい。
- ・後見人がなかなかみつからず、同じ人に頼んでしまう事になっている。
- ・報酬費を支払ってまで制度利用したくない、報酬費が支払えない等、金銭面の課題について。

講師：山川さんより

国の報酬助成の利用が考えられるが、金銭面、後見人の担い手不足は大きな課題。最近、ある社会福祉法人が、自分たちの法人の社会福祉士や施設従事者等がボランティアで別の財団を作り、法人後見を担っていると考えている。知的障害のある方への後見人はこのような専門性を持っている方でないと難しい面があると思うので、行政としても支援が出来る形を考えていかれたらと思う。

講師：荒砥さんより

反対に質問を。後見制度の利用をすると、選挙権がなくなるので嫌だと言う方や、親の方から子供にレッテルを張ってしまうようで心苦しいという相談はあるか。

○レッテルを張ってしまうことが苦痛という方はない。成年後見＝財産管理と思われる親もおり、管理するほどないから利用しないなど、制度理解の難しさを感じることも多い。

○現場で困っている事例について

父は年金受給者、母は働いている家庭で、複数の子のうちほとんどが障害者。以前は生活保護の受給。子ども一人が企業就労したため生保が外れた。それ以降家賃滞納が判明し、光熱水費の支払いも危うい現

状。母は家賃額より少し多い金額をローンにして支払っているから大丈夫と話すのだが、それは多重債務のはしりではないかと本日の講義を聴いて感じた。この場合の区市町村長申し立ては利用できるか、公的な資金は使えるか。

講師：山川さんより

問題解決のために制度を利用するというのではなく、生保や障害のケースワーカー等関わっている関係者を集めて話し合うことが必要ではないか。地域の成年後見推進機関に相談することで、専門の方からの助言を得られる場合もあるのではと思う。

講師：荒砥さんより

問題が多くあるのだが、まず金銭問題から解決していくことが最優先に思われる。

○障害者支援センター職員より

愛の手帳所持の方。グループホームに入所し生保で生活している。問題点は、電化製品を次から次へと契約してしまい、借金となってしまっている。このことを本人は気にしていない。金銭管理は制度に頼らず自己管理したい、という希望だが、このような方にも利用できる方法はあるか。

講師：荒砥さんより

この場合、制度利用をするならば地域福祉権利擁護事業が妥当と思われるが、そのためにはご本人の同意が必要。対応が難しいケースと思われる。